

令和6年度富山県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者
実践研修 講義

自立支援協議会を活用した 地域課題の解決に向けた 取り組み

令和6年6月
富山県厚生部障害福祉課

自立支援協議会の法的位置づけ

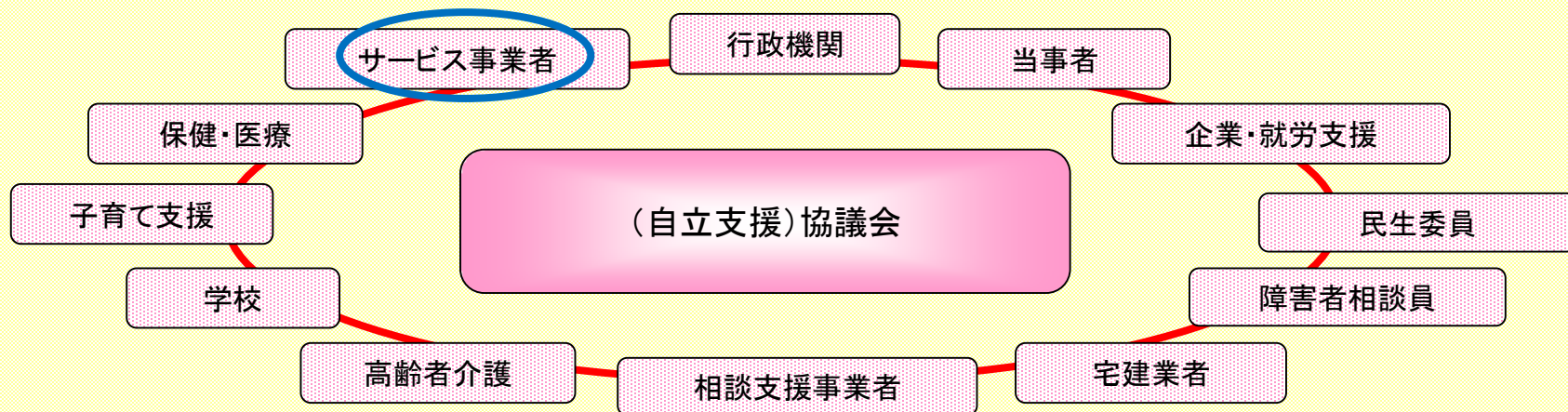
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（協議会）

都道府県や市町村

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

【（自立支援）協議会を構成する関係者イメージ】



都道府県自立支援協議会と地域(市町村)自立支援協議会

都道府県自立支援協議会

都道府県は、相談支援事業者、学識経験者、市町村等の関係機関をもって都道府県自立支援協議会を設置し、都道府県内の圏域ごとの相談支援体制の状況を評価したり、市町村格差の体制整備等の指導・助言及び専門的分野における支援方策等について情報・知見を共有・普及する。

地域(市町村)自立支援協議会

市町村における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村の責任主体としてその運営にあたるべき位置づけとなっている。

- 市町村を単位として設置（複数の市町村による共同設置も可）
- 相談支援事業者に運営を委託することも可能

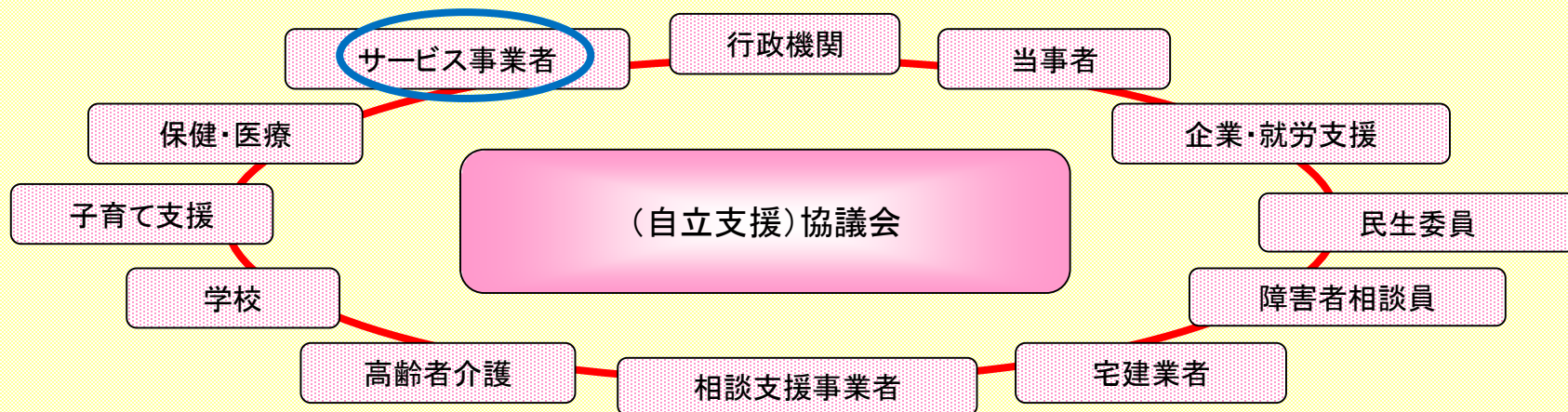
自立支援協議会の法的位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

【（自立支援）協議会を構成する関係者イメージ】



富山県自立支援協議会のイメージ(H30年4月～)

個別の課題

個別支援会議の
積み重ね

個別支援会議の
積み重ね

個別支援会議の
積み重ね

個別支援会議の
積み重ね

個別支援会議の
積み重ね



各地域課題の共有・検討

<役割>

- ・困難ケースの対応を検討
- ・地域の課題について対策を検討
(県に上げるべき課題の整理)
- ・相談支援事業所の評価等

地域(市町村)自立支援協議会

富山

新川

中新川・
滑川

高岡

氷見

射水

砺波地域

地域だけでは解決困難な
分野別の課題等

専門事項の協議

県自立支援協議会専門部会

<構成員>

- ・部会委員、関係機関の長、県(事務局)

<役割>

- ・県で取り組む課題について対応を検討
- ・県自立支援協議会への提案内容をまとめる

精神部会

療育・
発達障害部会

地域生活部会

医療的ケア障害・
重症心身障害部会

虐待防止部会
虐待防止部会
ネットワーク協議会

権利擁護部会
障害のある人の
相談に関する
調整委員会

就労部会
就労部会
ネットワーク協議会

相談部会

検討内容の報告・提案

各部会で検討した結果を専門部会に報告・提案

施策への
反映等

県障害者施策推進協議会 ・ 県自立支援協議会 ・ 県障害者差別解消協議会

専門部会・各協議会等からの報告・提案に基づき、県施策・事業の進捗確認・評価、課題を共有し支援方策等を協議

自立支援協議会の法的位置づけ(令和6年4月法改正版)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

【改正前】

(協議会の設置)

第八十九条の三

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係期間等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【改正後】

(協議会の設置)

第八十九条の三 (略)

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

地域(市町村)自立支援協議会の機能

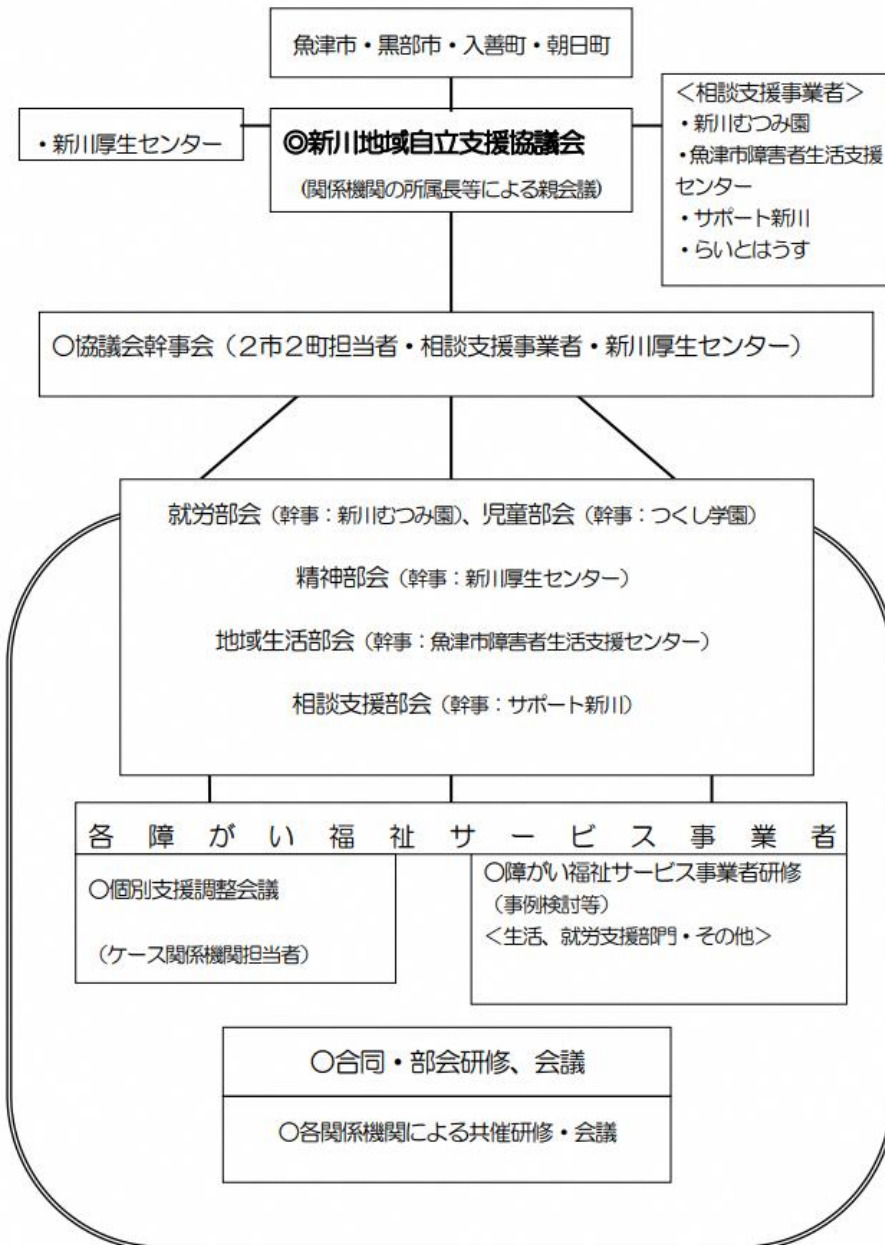
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価 ・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用

県内の地域自立支援協議会の状況

名称		新川地域 自立支援協議会	滑川・中新川 障害者地域 自立支援協議会	富山市 障害者 自立支援協議会	射水市 障がい者 総合支援協議会	地域共生社会 推進協議会 (ソイネット たかおか)	氷見市地域自立 支援協議会	砺波地域障害者 自立支援協議会
市町村 構成		魚津市、黒部市、 入善町、朝日町	滑川市、立山町、 上市町、舟橋村	富山市	射水市	高岡市	氷見市	砺波市、小矢部市、 南砺市
開催頻度	委員会	年2回	年1～2回	年2～3回	年5回	年1～2回	年1～2回	年1回
	定幹 例会 事会	年3回	運営会議 年3回程度	年12回	定例会 月1回 (第4木曜日)	定例会議 月1回 (第2金曜日)	年3～5回	年3回
	専門 部会	【相談支援部会】 月2回 【地域生活部会】 年3回程度 【児童部会】 年2回程度 【就労部会】 年2回程度 【精神部会】 年4回程度	【相談支援部会】 年7回 【地域生活支援部 会】 年4回 【障害児支援部 会】 年4回 【就労・日中活動 支援部会】 年4回	【相談支援ワーキ ング】(定例会) 年12回 【権利擁護部会】 年2回 【地域生活支援 ワーキング】 年4回 【子ども発達支援 ワーキング】 年5回 【就労支援ワーキ ング】 年2回	【相談支援部会】 月1回(第4木曜 日) 【権利擁護部会】 年1回 【子ども部会】 年2回 【就労支援部会】 年2回 【サービス事業者 部会】 年1回 【当事者部会】 年1回	【権利擁護部会】 年2回 【地域生活支援部 会】 年4回 【発達支援ネット ワーク会議】 年3回 【就労支援部会】 年4回	【相談事業所連絡 会】 毎月 【障がい児支援連 絡会】 年1回 【障がい児相談支 援サービス事業所 連絡会】 年1回 【就労支援連絡 会】 年6回 【地域生活支援連 絡会】 年1回 【権利擁護部会】 年1回	【相談支援事業所 連絡会】 年6回 【権利擁護・虐待 防止委員会】 年2回 【地域生活支援部 会】 年6回 【障害児部会】 年9回 【就労支援部会】 年11回 【当事者委員会】 年6回

※詳細については、別紙資料参照。

新川地域自立支援協議会ネットワーク体制



新川地域自立支援協議会

[第7期魚津市障がい者福祉計画・](#)
[第3期魚津市障がい児福祉計画](#)

●滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図

自立支援協議会

協議会（代表者会議）		
役 割	◇運営会議や専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案について確認します。 ◇協議会としての意見をまとめ、政策へ提言していきます。 ◇障害者福祉計画の進捗状況等について確認します。	
構 成	協議会委員（任期2年）	
開 催	年1～2回	

運営会議		
役 割	◇専門部会からの報告を受け、地域課題を把握します。 ◇地域課題の優先順位を決定し、解決のための方策を協議します。 ◇相談支援事業者の運営評価を行います。	
構 成	協議会会長・副会長、事務局、富山県中部厚生センター、各専門部会リーダー	
開 催	1～3回	

医療的ケア児 支援関係機関 会議		
開 催	構 成	役 割
年1～3回	事務局、地域の保健・福祉・保育・教育・医療関係者	◇医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議します。 ◇関係機関の相互の課題や情報を共有します。

専門部会				
役 割	◇部会を構成する機関が関わっている事例から、地域のニーズや地域課題を抽出します。 ◇不足している社会資源の改善や開発、必要な施策について検討します。 ◇課題を同じくする関係機関が情報を交換し、サービスの質を向上させます。			
構 成	事務局、地域の保健・医療・福祉・教育・就労関係者			
開 催	部会ごとに年2～12回			
相談支援部会	就労・日中活動支援部会	地域生活支援部会	こども支援部会	
◇相談支援、計画相談に関する協議 ◇障害福祉サービスや社会資源に関する協議 ◇福祉施策の整備に向けての実務者協議（地域生活支援拠点等の整備） ◇困難事例の共有、対応についての協議 ◇相談支援専門員の研修会に関する協議 など	◇就労への支援・定着についての協議 ◇日中活動サービスの質の向上に関する協議 ◇所得や工賃の向上に関する意見交換 など	◇親亡き後等の生活を支えるためのサービスについての協議 ◇障害・介護・医療の連携に関する協議 ◇災害時支援に関する協議 ◇地域住民の障害理解に関する協議 など	◇教育・保健・福祉の連携体制の確立 ◇学校卒業時の円滑な地域移行 ◇社会資源の改善・開発 ◇保護者への適切な情報提供のための支援 ◇医療的ケア児支援関係情報共有 など	

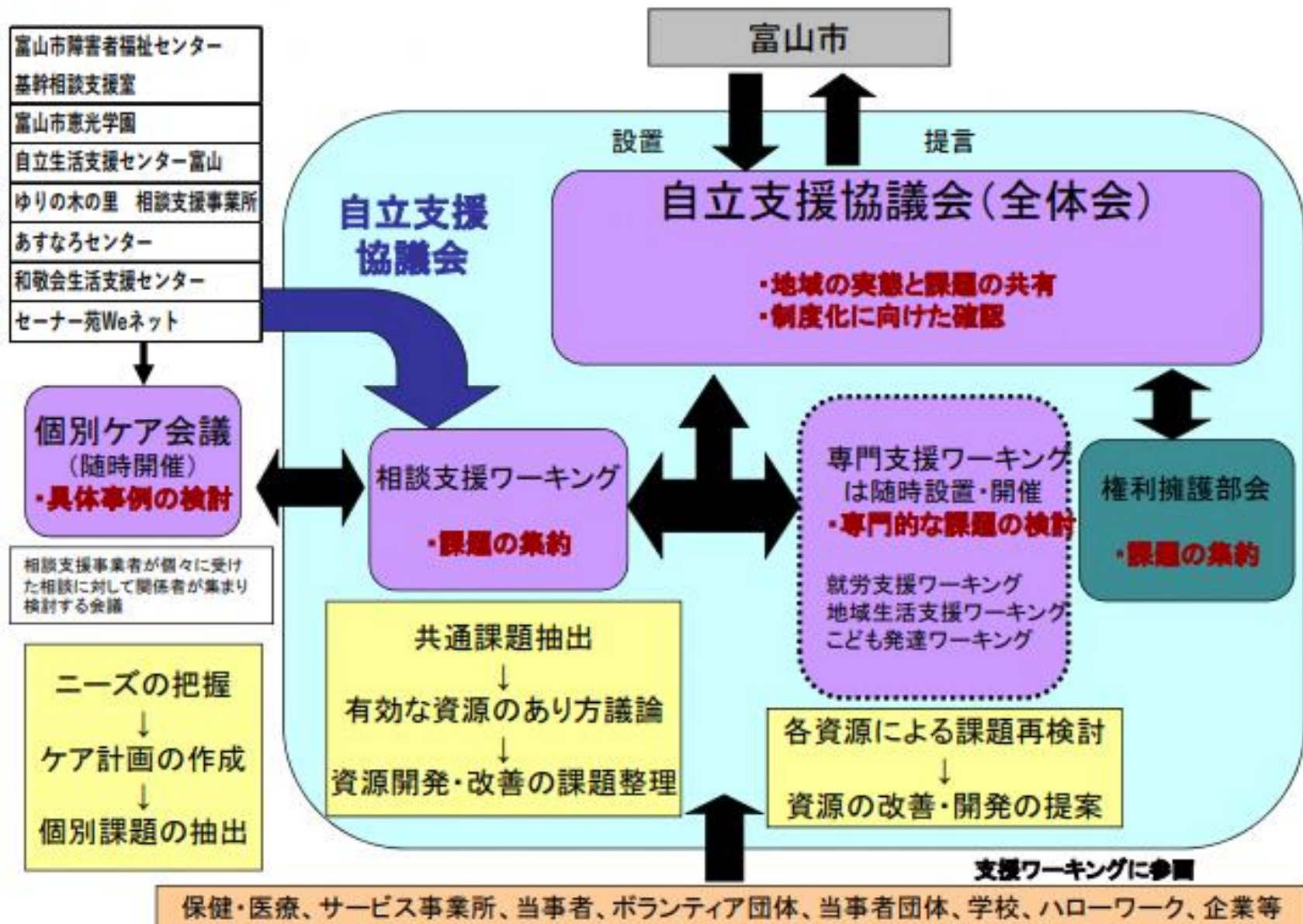
構 成	役 割
滑川市、立山町、上市町及び舟橋村	協議会全般の事務を行います。
事務局	

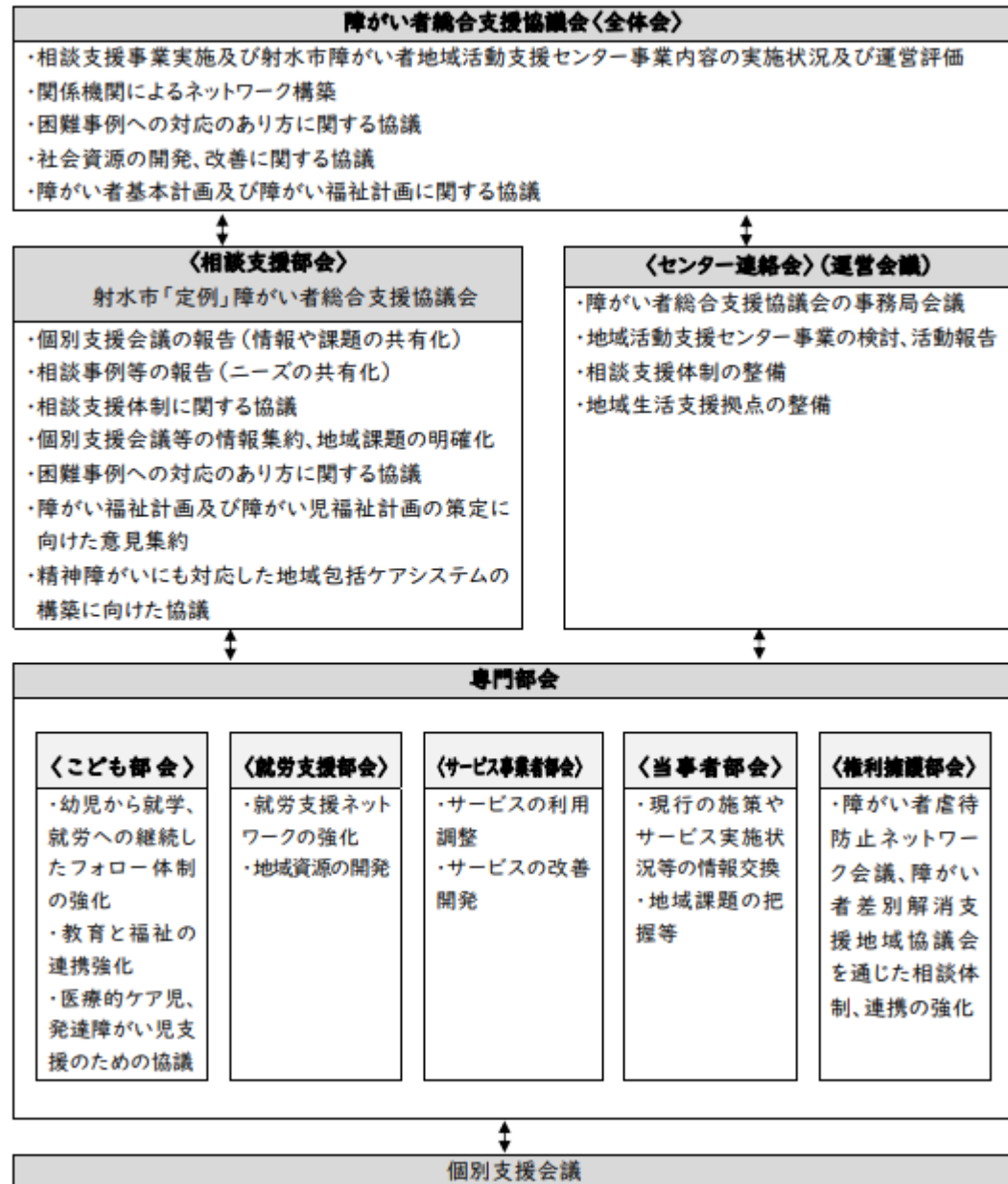
滑川・中新川
障害者地域
自立支援協議会

個別の支援会議

役 割	関係者が集まって、障害のある人の問題解決や自己実現のための方法を考えます。
構 成	本人、家族、相談支援者、サービス事業所などの関係者により、随時開催されます。

富山市障害者自立支援協議会組織図



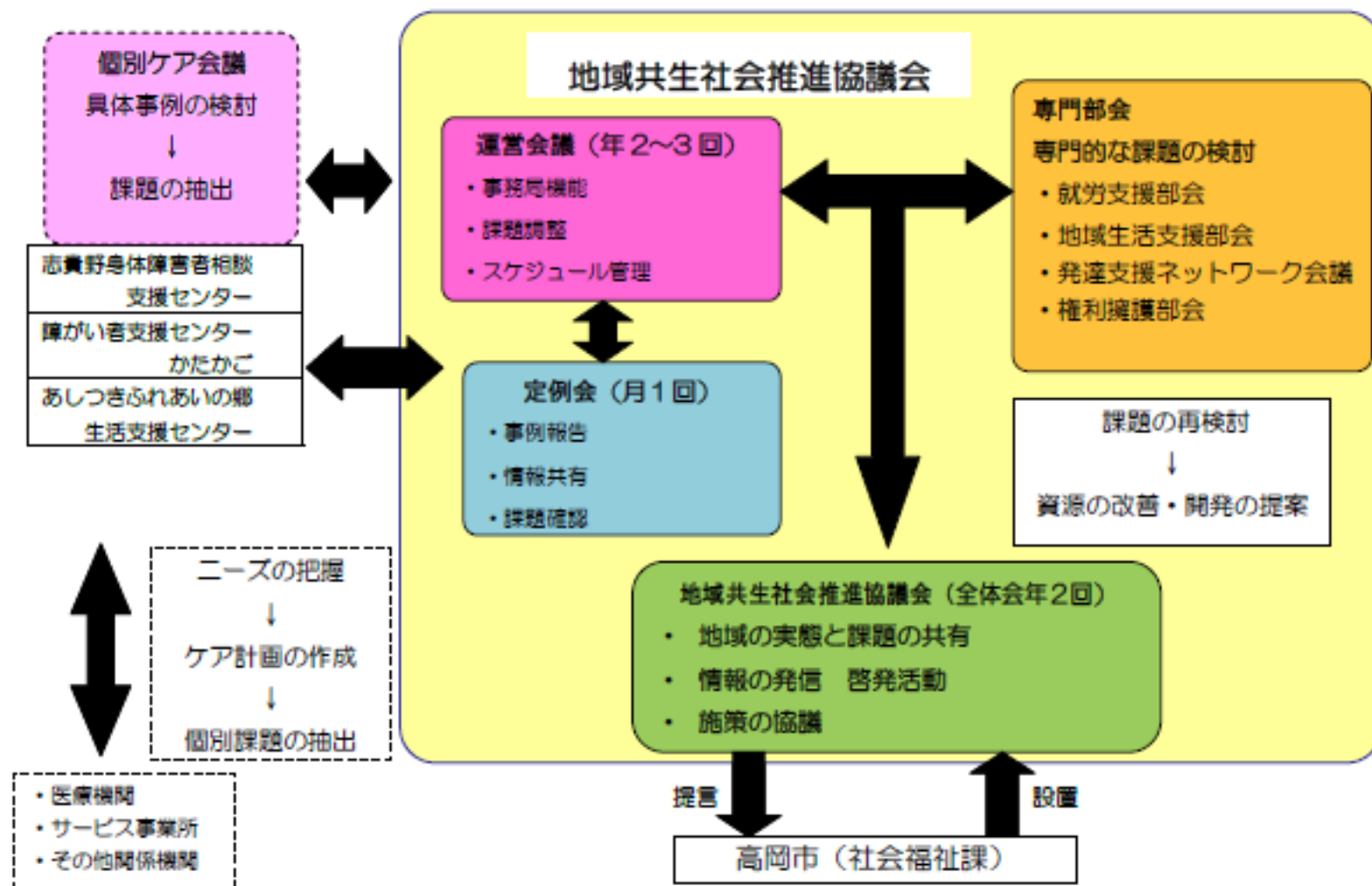


射水市 障がい者総合支援協議会

[第3次射水市障がい者基本計画・
第7期障がい福祉計画（第3期障
がい児福祉計画）](#) [\[PDF:6MB\]](#)

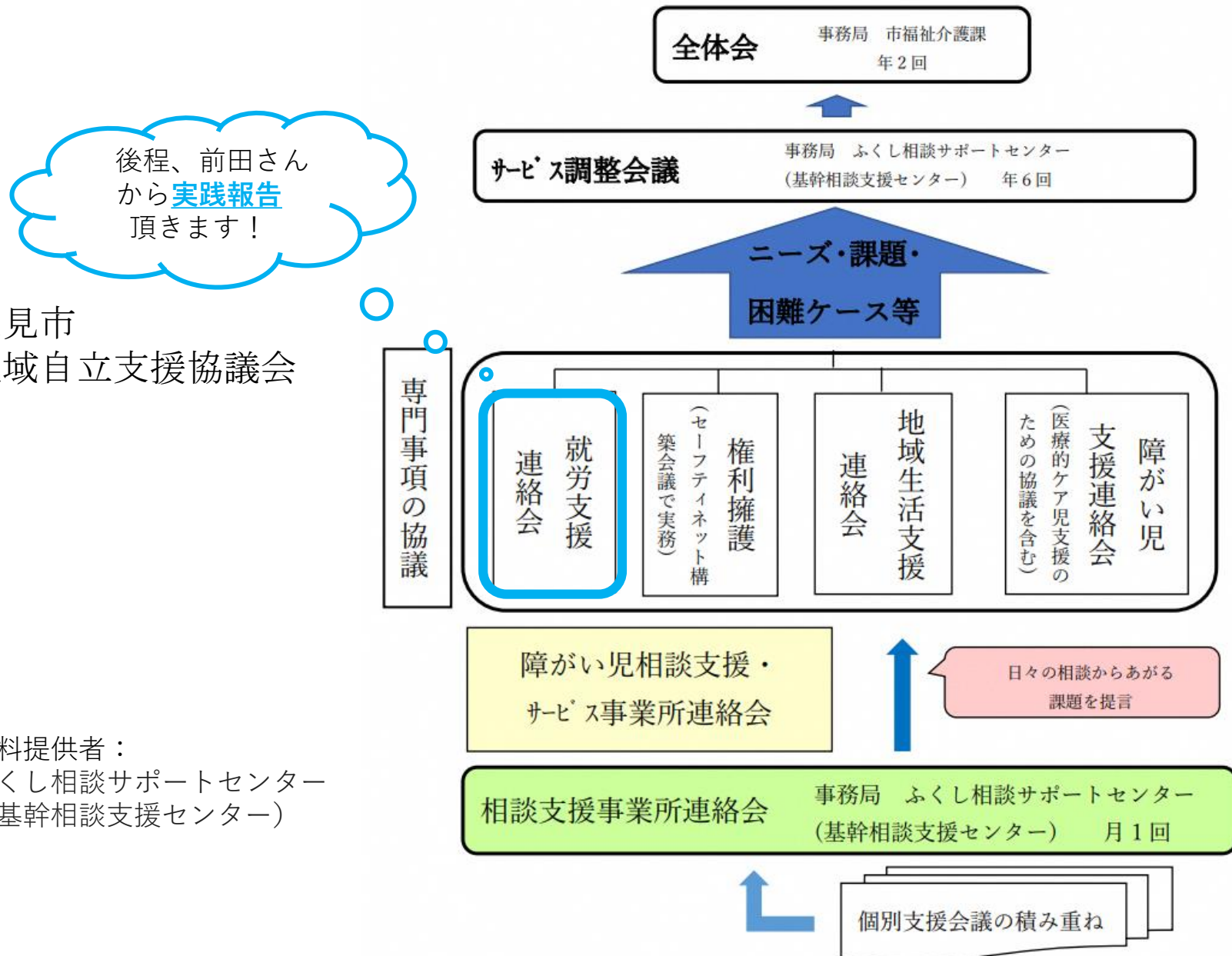
高岡市地域共生社会推進協議会（通称：ソイネットたかおか）

（通称名のソイネットたかおかは、ソーシャルインクルージョンネットワークたかおかの略です。）



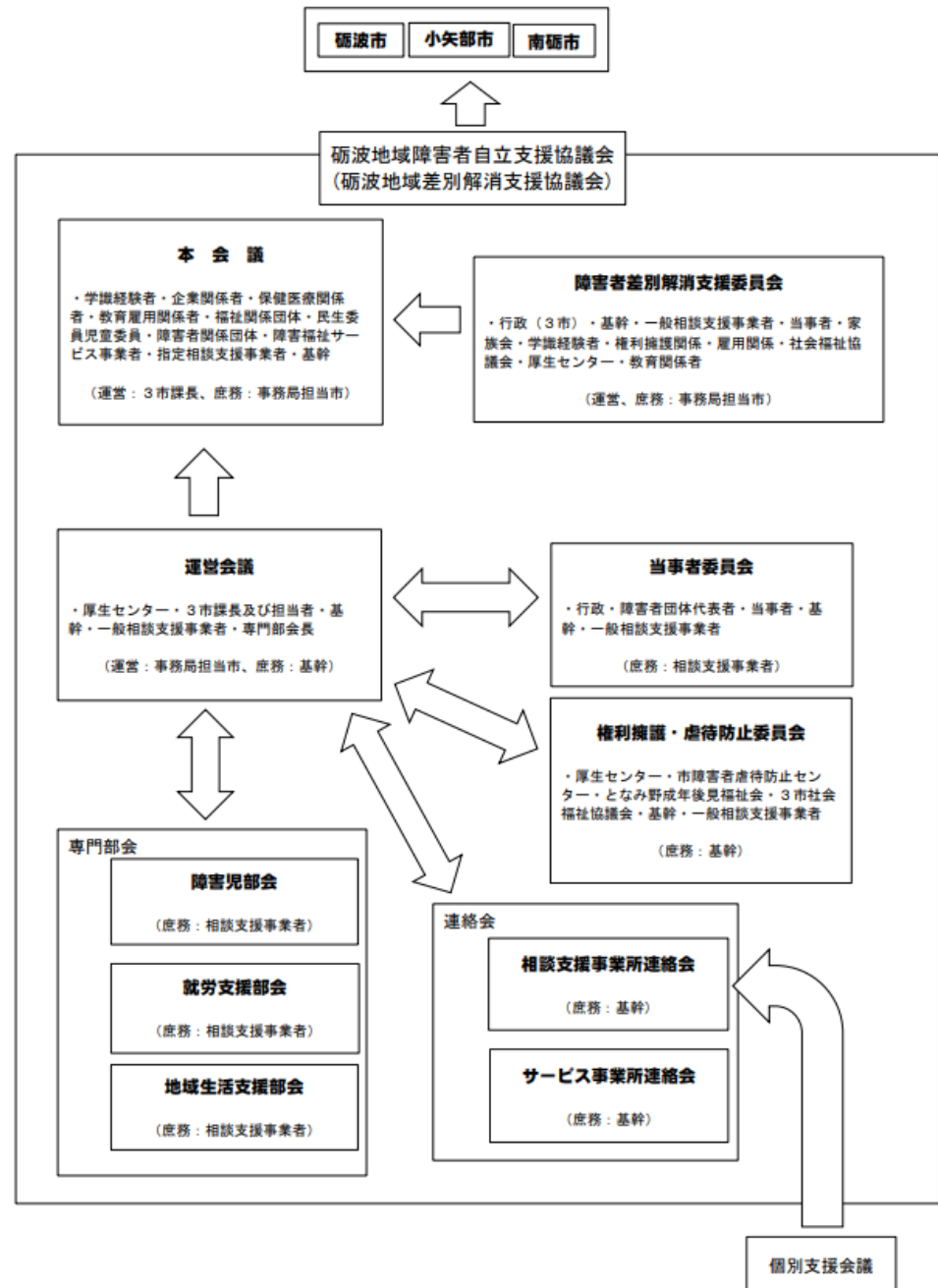
高岡市地域共生社会推進協議会／高岡市公式ホームページ
(city.takaoka.toyama.jp)

氷見市地域自立支援協議会組織図



資料提供者：
ふくし相談サポートセンター
(基幹相談支援センター)

砺波地域障害者 自立支援協議会



R5ネットワーク体制 (t-k-kan.com)